

## 【 特定原産地証明書発給申請マニュアル 】

### < 付属資料 >

- 各協定における譲許表
- 各協定における原産地規則／品目別規則
- 各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表
- 特定原産地証明書の留意事項
- 農林水産品に関する添付書類
- 誓約書産品の利用について（日スイス、日ペルー協定のみ）

## ○各国の譲許表

日商HP (<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html>) から確認可能。

メキシコ	※メキシコ向け輸出製品の譲許表は 331 頁以降参照
英文 (メキシコの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex1.pdf</a>
マレーシア	※マレーシア向け輸出製品の譲許表は英文の 249 頁以降参照
英文 (マレーシアの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf</a>
チリ	※チリ向け輸出製品の譲許表は英文の 148 頁 (270 頁と記載) 以降参照
英文 (チリの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf</a>
タイ	※タイ向け輸出製品の譲許表は英文の 190 頁 (309 頁と記載) 以降参照
英文 (タイの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf</a>
インドネシア	※インドネシア向け輸出製品の譲許表は英文の 149 頁 (261 頁と記載) 以降参照
英文 (インドネシアの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf</a>
ブルネイ	※ブルネイ向け輸出製品の譲許表は英文の 124 頁 (221 頁と記載) 以降参照
英文 (ブルネイの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex1.pdf</a>
フィリピン	※フィリピン向け輸出製品の譲許表は英文の 278 頁以降参照
英文 (フィリピンの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex1.pdf</a>
スイス	※スイス向け輸出製品の譲許表は英文の 157 頁 (276 頁と記載) 以降参照
英文 (スイスの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex1.pdf</a>
ベトナム	※ベトナム向け輸出製品の譲許表は英文の 150 頁 (225 頁と記載) 以降参照
英文 (ベトナムの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf</a>
インド	※インド向け輸出製品の譲許表は英文の 4 頁 (126 頁と記載) 以降参照
英文 (インドの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x01_e.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x01_e.pdf</a>
ペルー	※ペルー向け輸出製品の譲許表は英文の 142 頁 (316 頁と記載) 以降参照
英文 (ペルーの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x01_e.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x01_e.pdf</a>
アセアン	※国別に譲許表が異なりますので、輸出国の譲許表を確認してください
英文 (アセアンの規制)	<a href="http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html">http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html</a>

## ○譲許表（品目別関税撤廃スケジュール）の読み方

※協定毎に異なるので注意！

（例）日インドネシア協定 譲許表

関税が毎年均等に引下げられる品目の引下げが開始される基準となる税率

関税の引下げ撤廃の区分を表示

「区分」が示す内容の注釈を数字で表示

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Good (品名)	Base Rate (基準税率)	Category (区分)	Notes (注釈)
70.14	Signalling glassware and optical elements of glass (other than those of heading 70.15), not optically worked.			
7014.00.10.00	- For motor vehicles	5%	B3 A	2 即時撤廃
7014.00.90	- Other:			
7014.00.90.10	-- For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacons			
7014.00.90.90	-- Other	5%	B3	段階的引下げ

### Column 4（区分） ※日インドネシア協定

A	協定発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から（n+1回）の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ撤廃品目
P	Column5（注釈）に従って関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 段階的関税削減品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

### Column 5（注釈） ※日インドネシア協定

1	均等な関税引下げ税率（5.0%から無税までの均等引下げにより、2010年1月1日に撤廃）
2	免税措置の条件（特定用途に係る免税措置、再輸出等に係る免税措置）
3	関税引下げ税率（協定発効日から15%、2016年1月1日から12%）
4	均等な関税引下げ税率（5.0%から無税までの均等引下げにより、2009年1月1日に撤廃）
5	関税引下げ税率（協定発効日から20.0%、2016年1月1日から16.0%）
6	〃（協定発効日から10.0%、2016年1月1日から5.0%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
7	均等な関税引下げ税率（10.0%から無税までの均等引下げにより、2010年1月1日に撤廃）
8	関税引下げ税率（協定発効日から13%、08年1月1日10%、09年8%、10年6%、11年4%、12年無税）
9	均等な関税引下げ税率（15.0%から無税までの均等引下げにより、2011年1月1日に撤廃）
10	均等な関税引下げ税率（8.0%から無税までの均等引下げにより、2009年1月1日に撤廃）
11	関税引下げ税率（協定発効日から8%、2016年1月1日から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
12	関税引下げ税率（協定発効日から8.0%、2016年1月1日から6.4%）
13	〃（協定発効日から60%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
14	〃（協定発効日から45%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
15	〃（協定発効日から40%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）

## 例) 日タイ協定 譲許表

日タイ協定の場合、以下のように関税削減スケジュールが見やすくなっています。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5										
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Good (品名)	Category (区分)	Notes (注釈)	Rate of customs duty (関税率)										
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year	As from 11th year
39.11	Petroleum resins, coumarone-indene resins, polyterpenes, polysulphides, polysulphones and other products specified in Note 3 to this Chapter, not	A												
3911.10	- Petroleum resins, coumarone, indene or coumaroneindene resins and polyterpenes			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3911.90	- Other		B		9.09%	8.18%	7.27%	6.36%	5.45%	4.55%	3.64%	2.73%	1.82%	0.91%

B10 (協定発効日から 11 回の均等関税引下げ)、※協定発効時にまず 1 段階、関税が削減されます

### Column 3 (区分) ※日タイ協定

A	協定発効日に関税撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から (n+1 回) の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ・撤廃品目
P	協定発効日から不均衡な関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目
Q	関税割当	輸出国が発給する証明書が必要
R	協定発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

## 例) 日スイス協定 譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5	Column 6
Tariff line (関税率表番号)	Description of products (品名)	Category (区分)	Preferential duty rate applied (CHF) (特惠税率)	Preferential duty rate MFN minus (CHF) (特惠税率)	Terms and Conditions (条件)
2002	Tomatoes prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid				
2002.10	- tomatoes, whole or in pieces:				
2002.1010	- - in containers holding more than 5 kg	P1	2.50		
2002.1020	- - in containers holding not more than 5 kg	P1	4.50		
2002.90	- other:				
2002.9010	- - in containers holding more than 5 kg	X			
	- - in containers holding not more than 5 kg:				
2002.9021	- - - tomato pulp, purée and concentrates, in airtight containers, of a dry extract content of 25% or more by weight, composed of tomatoes and water, whether or not salted or otherwise seasoned	A			

### Column 3 (区分) ※日スイス協定 スイス側は段階的撤廃を行う品目はなし。

A	協定発効日に関税撤廃 (即時関税撤廃品目) ※鉱工業品は全ての品目において即時撤廃
P1	協定発効日から、Column 4 に示される税率に引き下げられる。 ※P1= (Column 5) %
P2	協定発効日から、MFN 税率より Column 5 に示される税率を引いた税率が適用される ※P2= (MFN 税率) - (Column 5) %
P3	協定発効日から、対象の加工農産品において工業エレメント部分の関税を撤廃し、農業エレメントの税率が適用される。 P3= (MFN 税率) - (工業エレメント)
X	関税撤廃等の譲許なし
Y	関税撤廃等の譲許なし。さらに、WTO 農業協定第 9 条に定義される輸出補助金が維持される。

<日 ASEAN 協定の場合>

日アセアン協定における原産地規則は、全ての国で共通（1つの原産地規則）ですが、譲許表（関税撤廃スケジュール）は国によって異なりますので、ご注意ください。

例) 日アセアン協定-タイの譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Goods (品名)	Base Rate (基準税率)	Category (区分)	Notes (注釈)
39.11	Petroleum resins, coumarone-indene resins, polyterpenes, polysulphides, polysulphones and other products specified in Note 3 to this Chapter, not elsewhere specified or included, in primary forms.	5%		
3911.10	- Petroleum resins, coumarone, indene or coumarone-indene resins and polyterpenes		A	
3911.90	- Other		B10	

<日アセアン協定の各国共通事項>

A	協定発効日に関税撤廃（即時撤廃）
Bn	協定発効日から（n+1回）の毎年均等な関税引下げ
R	関税削減（最終税率・削減方法の詳細は各国ごとに異なる）
C	関税維持
X	関税撤廃等の譲許なし（除外品目）

※年数の数え方：発効年（2008年）を1年目と数えるため、2018年は11年目。

【タイのみ（日アセアン協定）】

・ A, B2, B3, B4, B5, B6, B7, B8, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	note	内容
B6*		ベースレートを維持し、7年目に関税撤廃
B9*		ベースレートを維持し、10年目に関税撤廃
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃
R	(a)	11分割して、段階的に10%まで削減
Q	(b)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを27%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(c)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを40%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(d)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを20%とし、11分割して段階的に関税撤廃
P	(e)	発効時にMFN税率と5%の低い方を適用し、6年目に関税撤廃
R	(f)	11分割して、段階的に20%まで削減

【インドネシアのみ（日アセアン協定）】 ※協定未発効（2011年12月現在）

・ A, B3, B7, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B2*		2010年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃※）

B3*		2011年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B4*		2012年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B5*		発効時に13%、09年10%、10年8%、11年6%、12年4%、13年に撤廃
R	(a)	17分割して段階的に5%まで削減

※発効年に関わらず、関税撤廃年が決められているもの。

#### 【マレーシアのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B4, B5, B6, B7, B9, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B2*		発効時及び09年はCEPTの関税率もしくは5%の低い方を適用、2010年に撤廃
B5*		発効時に関税率を20%、4年目に10%、6年目に撤廃
B7*		発効時に関税率を20%、6年目に10%、8年目に撤廃
B9*		2017年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B10*		発効時に関税率を15%、6年目に10%、8年目に5%、11年目に撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して段階的に10%まで削減
R	(c)	11分割して段階的に20%まで削減
R	(d)	発効時に関税率を50%、6年目に30%、11年目に20%まで削減

#### 【ベトナムのみ（日アセアン協定）】

・ A, B2, B4, B6, B8, B10, B15, B16, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B5*		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃
B10**	(a)	発効時に関税を2%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(b)	発効時に関税を3%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(c)	発効時はベースレート、2年目に1%、11年目に撤廃
B10**	(d)	発効時はベースレート、2年目に3%、11年目に撤廃
B15*		ベースレートを維持し、16年目に関税撤廃
B16*		ベースレートを維持し、17年目に関税撤廃
R1		ベースレートを維持し、18年目に5%まで削減
R2		ベースレートを維持し、16年目に50%まで削減
*		CKDに該当。ベトナム国内の分類に従う（実質的に存在しなくなったライン）

#### 【フィリピンのみ（日アセアン協定）】

・ A, B5, B7, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B4*		ベースレートを維持し、5年目に関税撤廃
B5*		発効時はベースレート、2年目より5段階で関税撤廃

B5**		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃
B10*		発効時はベースレート、2年目より10段階で関税撤廃
B10**		5年目までベースレート維持、6年目より6段階で関税撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	発効時はベースレート、2年目に20%まで削減
R	(c)	ベースレートを維持し、9年目に5%まで削減

【カンボジア、ラオス、ミャンマーのみ（日アセアン協定）】

・ A, C, X は各国共通事項参照。B（関税撤廃）の撤廃方法は以下のとおり。

X =ベースレート	ラオス、ミャンマーは各年4月1日、カンボジアは各年1月1日までに実施							
	2008	2011	2014	2017	2019	2021	2023	2026
40% ≤ X	ベースレート	40%	30%	25%	20%	10%	5%	0%
35% ≤ X < 40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
30% ≤ X < 35%	30%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
25% ≤ X < 30%	25%	20%	20%	15%	15%	10%	5%以下	0%
20% ≤ X < 25%	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%以下	0%
15% ≤ X < 20%	15%	15%	15%	10%	10%	10%	5%以下	0%
10% ≤ X < 15%	10%	10%	10%	10%	8%	5%	5%以下	0%
7% ≤ X < 10%	7%*	7%*	7%*	5%	5%	5%	5%以下	0%
5% ≤ X < 7%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%以下	0%
< 5%	ベースレート							0%

\*ミャンマーについて、表中の7%に該当する税率が7.5%の場合、7.5%の税率を維持可能

・ 上記以外のオファーは以下のとおり

	Note	内容
R	(a)	ベースレートを維持し、19年目に5%に削減

【ブルネイのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B4, B6, B8, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
R	(a)	9分割して、段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して、段階的に5%まで削減

【シンガポール（日アセアン協定）】 全て即時撤廃のため、譲許表なし

＜参考＞日本の場合

・ A, B5, B7, B10, B15, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
R	(f)	11分割して段階的に5%まで削減

## ○原産地規則および品目別規則

各協定の原産地規則、品目別規則をご確認ください。日商 HP でも確認可能。

### メキシコ

(1) 原産地規則 ※英文は 23 頁以降、和文は 37 頁以降参照(36 頁と記載)

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※英文は日メキシコ協定の附属書 4、和文は 528 頁以降参照(527 頁と記載)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex4.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex4.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf</a>

### マレーシア

(1) 原産地規則 ※英文は 27 頁以降、和文は 43 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/content.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/content.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日マレーシア協定の附属書 2 を参照ください (日本語、英語)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

### チリ

(1) 原産地規則 ※英文は 17 頁以降、和文は 26 頁以降参照 (25 頁と記載)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※英文は 316 頁以降(438 頁と記載)、和文は 202 頁以降参照(386 頁と記載)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf</a>

### タイ

(1) 原産地規則 ※英文は 25 頁以降、和文は 41 頁以降参照(40 頁と記載)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日タイ協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

### インドネシア

(1) 原産地規則 ※英文は 27 頁以降、和文は 43 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日インドネシア協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

## ブルネイ

(1) 原産地規則 ※英文は 23 頁以降、和文は 37 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/mokuji.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/mokuji.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日ブルネイ協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

## フィリピン

(1) 原産地規則 ※英文は 31 頁以降(30 頁と記載)、和文は 45 頁以降参照(44 頁と記載)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/main.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/main.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日フィリピン協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

## スイス

(1) 原産地規則 ※英文は 37 頁以降 (57 頁と記載)、和文は 42 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/mokuji.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/mokuji.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日スイス協定の附属書 2 付録 1 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

## ベトナム

(1) 原産地規則 ※英文は 21 頁以降、和文は 35 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日ベトナム協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku02.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku02.pdf</a>

## インド

(1) 原産地規則 ※英文は 35 頁以降、和文は 47 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_ba_e.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_ba_e.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ba_j.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ba_j.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日インド協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x02_e.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x02_e.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x02_j.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x02_j.pdf</a>

## ペルー

(1) 原産地規則 ※英文は 39 頁以降、和文は 56 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_ba_e.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_ba_e.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_ba_j.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_ba_j.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日ペルー協定の附属書 3 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x03_e.pdf">http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x03_e.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x03_j.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x03_j.pdf</a>

## アセアン

(1) 原産地規則 ※英文は 22 頁以降、和文は 34 頁以降参照。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.pdf">http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf</a>

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日アセアン協定の附属書 2 を参照ください (英文・和文)。

英文	<a href="http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex2.pdf">http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex2.pdf</a>
和文	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf</a>

＜参考＞各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表（留意事項）

1 原産地基準 第5欄)	日メキシコ協定	日マレーシア協定	日フィリピン協定	日チリ協定	日タイ協定	日インドネシア協定	日ブルネイ協定	日ペルー
○完全生産品	A	A	A	A	WO	A	A	A
○原材料のみから生産される産品	B	B	B	B	PE	B	B	B
○品目別規則を満たす産品	C	C	C	C	PS	C	C	C
○関税番号変更基準の特例産品	D	-	-	D	-	-	-	-
<b>2 その他の原産地基準 第5欄)</b>								
○果物の適用があった場合	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	
○産物の適用があった場合	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	記載なし
○代替材の適用があった場合	FGM	FGM	FGM	FGM	-	FGM	FGM	
○中間材料の適用があった場合	IM	-	-	-	-	-	-	
<b>3. 特殊な品名 (第4欄)</b>	号(HS6桁)を分割してできた細分毎に品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力							
<b>4. アセアン第三国産材料 (第4欄)</b>	フルーツ、ジャム、チキータ等	みりん、いぶき等	キルト、アンダーダウン等	みりん、インスタントカレー等	熟練果実ワイン及びブドウの蒸留酒: 特定の品目及び製品証明書 の番号を入力	インスタントカレー、いぶき等	えび、みりん、 飲料(アルコール%未滿)等	炭酸飲料等
		第16類、第18類～20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第19類又は20類の産品: 日本、マレーシア又はアセアン 第三国で収穫等された材料名、 国名 第50類～63類の産品: マレーシア又はアセアン第二国 の材料名、工程又は作業名、国名	第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船 名、登録番号、登録国名 第50類～63類の産品: フリピン又はアセアン第三国の材 料名、工程又は作業名、国名	第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船 名、登録番号、登録国名 第16類、第18類～20類 の産品:アセアン第三国の材 料名、国名 第61類、第62類の産品: タイ又はアセアン第三国の材 料名、工程又は作業名、国名	第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船 名、登録番号、登録国名 第16類、第18類～20類 の産品:アセアン第三国の材 料名、国名 第61類、第62類の産品: タイ又はアセアン第三国の材 料名、工程又は作業名、国名	第50類～63類の産品: インドネシア又はアセアン第三 国の材料名、工程又は作業名、 国名 第50類～63類の産品: ブルネイ又はアセアン第三国の 材料名、工程又は作業名、国名	第11類、16類～20類、 29類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類～63類の産品: ブルネイ又はアセアン第三国の 材料名、工程又は作業名、国名	
<b>5. インボイス番号及び日付</b>	協定相手国への輸入申告で使用されるインボイス番号及び日付(第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号及び日付)、第三国インボイスが発行される旨の文言							
<原則>								
○発給時に第三国インボイス番号が判明 (第7欄)	第三国で発行されるインボイス番号及び日付							
(第8欄)	第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所							
○発給時に第三国インボイス番号が不明 (第7欄)	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付							
(第8欄)	第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所							
<b>6. 再発給 第8欄)</b>	元の証明書が無効になった文言、元の証明書の発給日及び番号							
<b>7. 遺失発給 第9欄)</b>	「DUPLICATE」							
	「ISSUED RETROSPECTIVELY」							

＜参考＞各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表（留意事項）

1 原産地基準 第5欄)	日アセアン協定	日スイス協定	日ペトナム協定	日インド協定
○完全生産品	WO		WO	A
○原材料のみから生産される産品	PE	記載なし	PE	なし
○一般規則を満たす産品	CTH or RVC		CTH or LVC	B
○品目別規則を満たす産品	CTC or RVC or SP ※2208.90 (みりん)の場合にはCTH + RVC		CTC or LVC or SP	B
<b>2 その他の原産地基準 第5欄)</b>				
○累積の適用があった場合	ACU		ACU	ACU
○僅かの適用があった場合	DMI	記載なし	DMI	DMI
○代替材の適用があった場合	-		IIM	FGM
<b>3. 特殊な品名 第5欄)</b>				
	号(HS6桁)を分割してできた細分毎に品目別規則を策定している品目は、該当が判断できる品名を入力	特になし	号(HS6桁)を分割してできた細分毎に品目別規則を策定している品目は、該当が判断できる品名を入力	特になし
	みりん、飲み物(アルコール1%未満)、キルト等		カレー、桐油等	
<b>4. アセアン第三国産材料 第4欄)</b>			第50類～63類の産品: ペトナム又はアセアン第三国の材料名、 工程又は作業名、国名	
<b>5. インボイス番号及び日付</b>				
＜原則＞				
○発給時に第三国インボイス番号が判明 (第8欄)	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号及び日付 (Third Country Invoicingへの✓)、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発行される旨の文言	知りうる限り記載。 不明な場合は省略可。	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号及び日付 (Third Country Invoicingへの✓)、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発行される旨の文言	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号及び日付 (Third Country Invoicingへの✓)、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発行される旨の文言
○発給時に第三国インボイス番号が判明 (第9欄)				
○発給時に第三国インボイス番号が不明 (第8欄)	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付	記載なし	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付
○発給時に第三国インボイス番号が不明 (第9欄)	第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所		第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所	第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所
<b>6. 再発給 第6欄)</b>	再発給元の証明書の発給日及び番号	「DUPLICATE」と記載、再発給元の証明書の発給日及び番号	再発給元の証明書の発給日及び番号	「CERTIFICATE TRUE COPY」と記載し、再発給元の証明書の発給日及び番号
<b>7. 遅及発給 第9欄)</b>	「ISSUED RETROACTIVELY」にチェック	「ISSUED RETROSPECTIVELY」	「ISSUED RETROACTIVELY」	「ISSUED RETROACTIVELY」にチェック

<日メキシコ協定> 特定原産地証明書の留意事項

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES  
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP  
CERTIFICATE OF ORIGIN

1. Exporter's Name and Address: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)			
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示		3. Importer's Name and Address: (欄3) メキシコの輸入者(英文名称、住所、国名)			
4. Transport details(optional) (欄4) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり ※記載は任意 From (出港地) To (荷揚げ地) Via (経由地) (船名、フライト番号、船積み(予定)日)					
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号  6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※産品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該産品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量  ※産品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特恵基準  A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される産品) C基準(C) (品目別規則を満たす産品) D基準(D) (関税番号変更基準の特例産品)	9. Other instances (欄9) 他の基準  <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品および材料(FGM) 中間材(M)	10. Invoice (欄10) ※インボイス産品毎のインボイス番号  <記載方法> 輸入通関にて  ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号  ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号 ※不明な場合は記載不要
11. Remarks: (欄11) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (再発給の場合) DUPLICATEが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字					
12. Declaration by the Exporter or Producer: (欄12) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: ・ the good(s) described above meet the condition(s) required for the issue of this certificate; ・ the information that supports this Certificate is true and accurate, and I assume the responsibility for proving such representations in accordance with the Agreement.  Place and Date: _____ Signature: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 ※署名は発給申請者サイン  Name: _____ Company: _____ ※名前、会社名は発給申請者の名前、会社名  Title: _____ Telephone / Fax: _____ ※役職、電話/FAXは申請者の役職、電話/FAX  E-mail: _____ ※E-mailは申請者のE-mail		13. Certification: (欄13) 認証(商工会議所使用欄) The undersigned, hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) are considered as originating. This Certificate consists of _____ pages, including all attachments. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry  Stamp: _____ ※証明印(自動印字)  Issuing Country: _____ Place and Date: _____ Signature: _____ ※発給国は日本 ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン			

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES  
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN  
Annex Page

Please print or type.		Certification No. (証明書番号)			
2. Producer's Name and Address:  (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※生産者が2社以上の場合は本紙(Annex)に印字されます。 ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示					
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号  6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量  ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準  A基準 (A) (完全生産品) B基準 (B) (原産材料のみから生産される商品) C基準 (C) (品目別規則を満たす商品) D基準 (D) (関税番号変更基準の特例産品)	9. Other instances (欄9) 他の基準  <救済規定> 優少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある商品および材料 (FGM) 中間材 (IM)	10. Invoice (欄10) ※インボイス商品毎のインボイス番号  <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号  ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号 ※不明な場合は記載不要
Exporter or Producer:  Signature:  Name:		Competent governmental authority or Designee  Office: The Japan Chamber of Commerce and Industry  Signature:		Number of Annex page	

<日マレーシア協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) マレーシアの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF MALAYSIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり Departure Date: (日本 ⇒ マレーシア) (出港日) Port of Discharge: (仕向地)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; other instance (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p>&lt;特殊な品名&gt; 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、いくさ等)</p> <p>&lt;アセアン第三国産材料&gt; 第16類、第18類～20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第19類または20類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第50類～63類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>			<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p><u>A</u>基準 (A) (完全生産品)</p> <p><u>B</u>基準 (B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p><u>C</u>基準 (C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p>&lt;救済規定&gt; <u>僅少</u> (DMI) <u>累積</u> (ACU) <u>代替性のある産品および材料</u> (FGM)</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate: - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) The undersigned hereby certifies that the above-mentioned good(s) are considered as originating.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日チリ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) チリの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p><u>Issued in Japan</u></p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ チリ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of packages: Description of good(s): HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p>&lt;特殊な品名&gt; 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、インスタントカレー等)</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p><u>A基準 (A)</u> (完全生産品)</p> <p><u>B基準 (B)</u> (原産材料のみから生産される製品)</p> <p><u>C基準 (C)</u> (品目別規則を満たす製品)</p> <p><u>D基準 (D)</u> (関税番号変更基準の特例製品)</p> <p>&lt;救済規定&gt; <u>僅少 (DMI)</u> <u>累積 (ACU)</u> <u>代替性のある産品</u> <u>および材料</u> (FGM)</p>	<p>6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number (s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付</p> <p>&lt;記載方法&gt; 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate: - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日タイ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p><u>Issued in Japan</u></p>	
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ タイ)</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p>&lt;特殊な品名&gt; 熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒: 特定の品目および製造証明書の番号を入力</p> <p>&lt;アセアン第三国産材料&gt; 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類~20類の産品: アセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第61類、第62類の産品: タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>		
<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p><u>A基準</u> (WO) (完全生産品)</p> <p><u>B基準</u> (PE) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p><u>C基準</u> (PS) (品目別規則を満たす産品)</p> <p>&lt;救済規定&gt; <u>僅少</u> (DMI) <u>差違</u> (ACU)</p>	<p>6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付</p> <p>&lt;記載方法&gt; 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>		
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- the above details and statement are true and accurate.</li> <li>- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;</li> <li>- the country of origin of the good(s) described above is Japan.</li> </ul> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>	

<日インドネシア協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's name, address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>
<p>2. Importer's name, address and country: (欄2) インドネシアの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>FORM JIEPA</p> <p><u>Issued in Japan</u></p>	
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ インドネシア)</p>		
<p>4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number</p> <p>(欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p>&lt;特殊な品名&gt; 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (インスタントカレー、いぐさ等)</p> <p>&lt;アセアン第三国産材料&gt; 第50類~63類の産品: インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>		
<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p><u>A基準 (A)</u> (完全生産品)</p> <p><u>B基準 (B)</u> (原産材料のみから生産される産品)</p> <p><u>C基準 (C)</u> (品目別規則を満たす産品)</p> <p>&lt;救済規定&gt; <u>僅少 (DMI)</u> <u>差違 (ACU)</u> <u>代替性のある産品および材料</u> (FGM)</p>	<p>6. Quantity or weight (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付</p> <p>&lt;記載方法&gt; 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>		
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- the above details and statement are true and accurate.</li> <li>- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;</li> <li>- the country of origin of the good(s) described above is _____</li> </ul> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>	

＜日ブルネイ協定＞ 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) ブルネイの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND BRUNEI DARUSSALAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP  CERTIFICATE OF ORIGIN  <u>Issued in Japan</u></p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ブルネイ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号  &lt;特殊な品名&gt; 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (えび、みりん、飲み物 (アルコール1%未満) 等)  &lt;アセアン第三国産材料&gt; 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第4類、第11類、第16類~20類、29類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: ブルネイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名  Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準  <u>A基準 (A)</u> (完全生産品) <u>B基準 (B)</u> (原産材料のみから生産される産品) <u>C基準 (C)</u> (品目別規則を満たす産品)  &lt;救済規定&gt; <u>僅少 (DMI)</u> <u>累積 (ACU)</u> <u>代替性のある産品</u> <u>および材料</u> (FGM)</p>	<p>6. Quantity (欄6) 数量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付  &lt;記載方法&gt; 輸入通関にて  ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付  ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate: - the country of origin of the good(s) described above is _____  Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日  Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.  Competent governmental authority or Designee office: _____  Stamp: _____  Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____</p>		

<日フィリピン協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) フィリピンの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p style="text-align: center;">【 FORM JP 】</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: right;">Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ フィリピン)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code</p> <p>(欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p>&lt;特殊な品名&gt; 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (アイダークダウン、キルト等)</p> <p>&lt;アセアン第三国産材料&gt; 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類、第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第50類～63類の産品：フィリピンまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Origin criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>△基準 (A) (完全生産品)</p> <p>□基準 (B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>○基準 (C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p>&lt;救済規定&gt; 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity (gross or net weight or other quantity units) (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付</p> <p>&lt;記載方法&gt; 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Certificate Number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable. (欄8) 植物検疫証明書番号 ※輸入国政府の記載欄</p>	<p>9. Remarks: (欄9) 備考 (遊及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) non-Party invoicing、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>		
<p>10. Declaration by the exporter: (欄10) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>the above details and statement are true and accurate.</li> <li>the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate:</li> <li>the country of origin of the good(s) described above is _____</li> </ul> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>11. Certification (欄11) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		



<日ベトナム協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: (欄2) ベトナムの輸入者または荷受人(英文名称、住所、国名)</p> <p>3. Transport details (means and route)(if known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ベトナム)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>Form JV</p> <p>Issued in Japan</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。</p> <p>&lt;特殊な品名&gt; 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、 当該細分への該当が判断できる品名を入力(カラー等)</p> <p>&lt;アセアン第三国産材料&gt; 第50類~63類の産品: ベトナムまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers: (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criteria (欄5) 特惠基準</p> <p>WO基準(WO) (完全生産品) PE基準(PE) (原産材料のみ から生産される 産品) 一般規則基準 (CTH/LVC) 品目別規則基準 (CTC/LVC /SP)</p> <p>&lt;判定基準&gt; 関税番号変更基準 (CTC) 付加価値基準 (LVC) 加工工程基準 (SP)</p> <p>&lt;救済規定&gt; 僅少(DMI) 累積(ACU) 同一のまたは 交換可能な材料 (IMI)</p>	<p>6. Weight or other quantity (欄6) 重量または 数量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス 番号と日付</p> <p>&lt;記載方法&gt; 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者 発行インボイス を使用する場合 ⇒日本の輸出者 発行インボイス 番号と日付</p> <p>②第三国仲介者 発行インボイス を使用する場合 ⇒第三国仲介者 発行インボイス 番号と日付 ※不明な場合は 日本の輸出者 発行のインボイス 番号と日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: ・ the above details and statement are true and accurate. ・ the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; ・ the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Signature: _____</p>		

<日インド協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page / (ページ番号)</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) インドの輸入者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT  BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDIA  CERTIFICATE OF ORIGIN  <u>Issued in Japan</u></p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 → インド)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number  (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。  Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion  (欄5) 特惠基準  A基準 (A)  B基準 (B)  &lt;救済規定&gt; 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity  (欄6) 数量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)  (欄7) インボイス番号と日付  &lt;記載方法&gt; 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (避及発給の場合) 「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスに自動チェック (第三国発行インボイス使用の場合) 「Third Country Invoicing」ボックスに自動チェック、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 「CERTIFIED TRUE COPY」の文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: · the above details and statement are true and accurate. · the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; · the country of origin of the good(s) described above is _____  Place and Date: _____  Signature: _____  ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____  Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.  Competent governmental authority or Designee office: _____  Stamp  Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日  Signature: _____</p>		

<日ペルー協定> 特定原産地証明書の留意事項

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)	Certification No. (証明書番号)	Page number / (ページ番号)	
2. Producer's Name, Address and Country: (欄2) 原産品の生産者 (英文名称、住所、国名) ※輸出者と同じ場合「SAME」。表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示 3. Importer's Name, Address and Country: (欄3) ペルーの輸入者 (英文名称、住所、国名) 4. Transport details (means and route)(as far as known): (欄4) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり Date of Shipment: Name and No. of Vessel/Flight: Port of loading: Port of transit: Port of discharge: (日本 ⇒ ペルー)	<b>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND          THE REPUBLIC OF PERU          FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP          CERTIFICATE OF ORIGIN</b> Issued in Japan		
5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number(6 digits) (欄5) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号(6桁) HSコードは2007を使用。  Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※ばら積みの場合は"IN BULK"と記載 ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください	6. Origin criterion (欄6) 特惠基準  A基準 (a) B基準 (b) C基準 (c)	7. Weight(gross or net), quantity (quantity unit) or other measures (liters, m <sup>3</sup> , etc) (欄7) 重量、数量または他の単位	8. Invoice number(s) and date(s) (欄8) インボイス番号と日付  <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付
9. Remarks: (欄9) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) 当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER ___DATED___」の文言により再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
10. Declaration by the exporter: (欄10) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate; - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____  Place and Date: _____  Signature of authorized signatory: _____  ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____	11. Certification (欄11) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.  Competent authority or certification body: _____ Stamp  Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Name (printed) and Signature: _____		

<日アセアン協定> 特定原産地証明書の留意事項

Number of page

1

<p>1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)  THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)  CERTIFICATE OF ORIGIN  FORM AJ  Issued in Japan</p>			
<p>2. Goods consigned to (Importer's / Consignee's name, address, country) (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>4. For Official Use (欄4) 公的使用欄 <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement  <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)  _____ Signature of Authorised Signatory of the Importing Country</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ AJCEP締約国)  Shipment date (船積日) ※避及発給の場合のみ記載されます Vessel's name / Aircraft etc. (便名) Port of discharge (荷揚港)</p>	<p>5. Item number (as necessary); Marks and numbers of packages; Number and kind of packages; Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party at 6-digit level) (欄5) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名 (HS番号等含)</p>	<p>6. Preference criteria (see Notes overleaf) (欄6) 特惠基準</p>	<p>7. Quantity (gross or net weight or other quantity) (欄7) 数量</p>	<p>8. Number and date of invoices (欄8) インボイス番号と日付</p>
<p>&lt;特殊な品名&gt; 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、飲み物 (アルコール1%未満)、キルト等)  Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>WO基準 (完全生産品) PE基準 (原産材料のみから生産される産品) 一般規則基準 (CTH/RVC) 品目別規則基準 (CTC/RVC/SP)  <u>&lt;判定基準&gt;</u> <u>付加価値基準</u> (RVC) <u>関税番号変更基準</u> (CTC/CTH) <u>加工工程基準</u> (SP)  &lt;救済規定&gt; 僅少 (DMI) 累積 (ACU)</p>		<p>&lt;記載方法&gt; 輸入通関にて  ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付  ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者のインボイス番号および日付</p>	
<p>9. Remarks (欄9) 備考 (避及発給の場合) 「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスに自動チェック (第三国発行インボイス使用の場合) 「Third Country Invoicing」ボックスに自動チェック、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Issued Retroactively</p>				
<p>10. Declaration by the exporter (欄10) 輸出者宣誓 The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in _____ (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to (_____)  Place and date  Printed name  Signature ※発給申請者の氏名とサイン  Company of authorised signatory</p>	<p>11. Certification (欄11) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office:  Place and Date _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日  Printed name _____ ※発給申請者の氏名とサイン  Signature _____  Stamp</p>			

(様式：農林産品に係る生産証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

## 農林産品に係る生産証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(生産者又は卸売り業者等) 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

### 記

1. 農林産物の種類 :

(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

2. HS番号(6桁ベース) :

3. 収穫地(都道府県名) :

4. その他

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則(個別原産地規則)に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

(様式：農林産加工品に係る製造証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

## 農林産加工品に係る製造証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(加工業者等)

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

### 記

1. 加工品名 :

2. HS番号(6桁ベース) :

3. 加工時期 : 年 月

4. 原材料の輸入割合 :

(1) 全て日本産又は(EPA締約国名)産の原材料を使用。

(2) (1)以外の輸入原材料を使用。

主な輸入原材料名及び原産国 :

(注1) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。 ※記載例：小麦(オーストラリア産)、大豆(アメリカ産)

(注2) 利用する経済連携協定の原産地規則(個別原産地規則)に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

5. その他 :

(様式：漁獲・養殖証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

漁獲・養殖証明書

氏名 (漁業者又は漁業協同組合等) 印  
連絡先 (住所及び電話番号)

下記のとおり漁獲 (生産) されたものであることを証明します。

記

1. 水産物の種類 :  
(注) 魚等の種類を標準和名で記載してください。
2. 生産水域:  (1)日本の領海内  (2)日本の排他的経済水域  
 (3)公海 (外国の領海及び排他的経済水域で生産した場合には、その国名を記載: ( ) )  
(注) 外国の領海及び排他的経済水域は公海に含めてください。 なお、日本の領海内及び日メキシコ協定におけるメキシコの領海内で生産された場合には、以下の4及び5の記載は不要です。
3. 生産方法:  (1)養殖  
(注1) 輸入種苗を使用していない場合に限る。  
(注2) 注1に関わらず、シンガポール向け及びペルー向けについては一定の条件を満たせば輸入種苗の使用が可能な場合がありますので、協定の関連規定をご確認下さい。  
 (2)定置網漁業 (大型定置、サケマス定置含む)  
 (3)底びき網漁業 (遠洋、沖合、小型含む)  
 (4)まき網漁業 (大中型、中小型含む)  
 (5)延縄漁業 (まぐろ延縄含む)  
 (6)棒受網漁業  
 (7)釣り漁業 (かつお一本釣り、いか釣り含む)  
 (8)その他 ( ) 漁業)

(裏面)

4. 使用された漁船：

漁船名：【 】  
漁業許可番号：【 】  
漁船登録番号：【 】

(注) 複数の漁船で生産された場合には複数を一括して記載してください。

(1) 上記漁船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- |                          |
|--------------------------|
| ①日本で漁船登録されている漁船          |
| ②日本の法令を遵守している漁船          |
| ③日本人(又は日本資本の会社)が所有している漁船 |

(注) 日ペルー経済連携協定については、上記漁船を所有している会社(日本資本の会社である必要はありません)が、その本店及び活動拠点を両締約国のいずれかに有していることを示す証拠書類、及び非締約国に登録された漁船・工船を所有していない旨を記載した誓約書又は当該会社が所有している全ての漁船・工船のリスト(船名及び登録番号等)を添付してください。

(2) (1) 以外の場合

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則に合致していることを証明する証拠書類を提示する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

(1) 船長等の幹部船員(船舶職員)の全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2) (1) 以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則(船舶の定義)に合致している。

(4. で記載された漁船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出下さい。)

(注1) 利用する経済連携協定の原産地規則(船舶の定義)に合致していることを確認してください。

(注2) 日ペルー経済連携協定については、本規定について記載する必要はありません。

< 船 員 名 簿 >

(船名： )

1. 幹部船員(船舶職員)：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他(参考資料の添付等)

(様式：加工証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

## 加工証明書

氏名(加工業者等) 印  
連絡先(住所及び電話番号)

下記のとおり加工した水産製品であることを証明します。

### 記

1. 加工水産製品の名称：
2. 加工時期： 年 月(～ 年 月)
3. 使用原料：

(使用原料の名称： )

(1) 別途提示した漁獲・養殖証明書に記載された日本産水産製品のみを原料に使用。

(2) (1)の日本産水産製品以外の水産製品についても原料に使用。

- 当該水産製品の原産国名：

(注1) 3については、使用した原料ごとにご記入ください。

(注2) 加工水産製品の原料に漁獲・養殖証明書に記載した日本産水産製品以外の水産製品を使用している場合には、該当する経済連携協定の原産地規則(個別原産地規則)に合致していることを確認できる書類(当該原料のインボイスの写し又は売買関係書類等の写し)を添付してください。

(注3) 特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料(水産品以外のものも含む。)について、その旨を証明する必要があります。

(裏面)

(工船により洋上で水産製品を加工した場合には、以下の4及び5についても必要事項をご記入ください。)

4. 使用された工船：

工船名：【  
漁業許可番号：【  
漁船登録番号：【

(1) 使用された工船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- |                          |
|--------------------------|
| ①日本で登録されている工船            |
| ②日本の法令を遵守している工船          |
| ③日本人（又は日本資本の会社）が所有している工船 |

(注) 日ペルー経済連携協定については、上記工船を所有している会社（日本資本の会社である必要はありません）が、その本店及び活動拠点を両締約国のいずれかに有していることを示す証拠書類、及び非締約国に登録された漁船・工船を所有していない旨を記載した誓約書又は当該会社が所有している全ての漁船・工船のリスト（船名及び登録番号等）を添付してください。

(2) (1) 以外の場合

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

(1) 船長等の幹部船員（船舶職員）の全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2) (1) 以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致している。

(4. で記載された工船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出ください。)

(注1) 利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致していることを確認してください。

(注2) 日ペルー経済連携協定については、本規定について記載する必要はありません。

< 船 員 名 簿 >

(工船名： )

1. 幹部船員（船舶職員）：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他（参考資料の添付等）

# ○日スイス・日ペルー協定における誓約書利用について

## 1. 第一種原産品誓約書ヒナ型

様式第一の二（第三条関係）

### 第一種原産品誓約書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(ふりがな)

住 所

代表者の氏名

印

連 絡 先

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-mail)

(担当者名)

当社は、当社が生産した下記の物品は、(経済連携協定の名称)に基づく特定原産品であることを誓約し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。)第3条第5項の規定により、本誓約書の交付を受けた発給申請者が経済産業大臣(法第8条第3項の規定により指定発給機関に読み替える場合を含む。以下同じ。)に対し提出すること、及び経済産業大臣が第一種特定原産地証明書の発給のために本誓約書に基づき審査を行い、必要と認める場合には当社に対し追加の資料や情報を求めることをあらかじめ了解します。

記

HSコード	特恵基準	物品の品名(英文)

<備考>

この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。また、特恵基準欄には、「(a)」「(b)」「(c)」のいずれかを記載すること。

## 2. 具体的な誓約書の利用方法

入手した誓約書を利用するためには、インターネット上の特定原産地証明書発給システムから「誓約書の情報」を入力し、日本商工会議所に登録をお願いします。

### (1) 誓約書情報の入力

「メインメニュー画面」から「誓約書情報入力」をクリックしてください。

**特定原産地証明書発給システム** ログアウト

ご利用者	判定依頼中	1件	発給申請中	8件	企業	判定依頼中	3件	発給申請中	15件
	判定手続中	0件	発給手続中	1件		判定手続中	0件	発給手続中	13件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	7件		誓約書申請	0件	交付準備完了	28件

※ 12月20日 15時50分現在の(日商 三郎)様の状況です。
 ※ 有効期限が90日以内の同意通知を受けているものは[ 0件]件です。

■■■■■■■
メインメニュー
■■■■■■■

**原産品判定**

- [原産品判定依頼書入力](#)
- [原産品同意通知書入力](#)
- [原産品\(誓約書\)利用状況](#)

**発給申請**

- [発給申請書入力](#)
- [原産品同意通知書照会](#)
- [引換書・受領書印刷](#)
- [誓約書情報入力\(スイス・ペルーのみ\)](#)

**企業情報**

- [企業情報の変更\(サイナーの追加・変更含む\)](#)
- [有効期限の更新\(期限30日前から手続可能\)](#)
- [メール送信設定](#)

### <誓約書産品利用申請一覧からの入力作業>

「誓約書産品利用申請一覧」画面において、新規入力を行う場合、「新規入力」をクリックしてください。過去のデータを利用する場合は「複写」を、修正する場合は「修正」を、削除する場合は「削除」をクリックしてください。

**誓約書産品利用申請一覧** メニューに戻る

利用申請受付番号		状態		HSコード (先頭一致)		検索機能		
利用申請日※	~	申請者名 (部分一致)						検索表示
誓約書産品利用番号		産品名 (部分一致)						
協定	日スイス協定	申請受付事務所		表示件数/条件	20	表示可のみ		

※利用申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501)  
 ※この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。  
 ※非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定してください。

新規入力

修正

削除

複写

検索件数： 2 ページ： / 前 1 [次]

協定	受付番号	利用申請日	HSコード	状態	産品名	申請者名	事務所	修正	削除	複写	非表示
スイス	00001208	2009/08/10	848309	保留	Transmission shafts	日商 三郎	東京	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
スイス	00000909	2009/08/10	848230	確認済	Spherical roller bearings	日商 三郎	東京	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>

受付番号からも修正や削除等が可能です。

表示/非表示の設定が可能です。  
(承認された案件)

## 「新規入力」の場合

「新規入力」をクリックすると、誓約書産品利用申請の画面が表示されます。

**誓約書産品利用申請** メニューに戻る

◎登録した誓約書産品利用番号は、1発給に限り有効です。

協定	協定選択
申請事務所	事務所選択

※産品利用申請は7事務所で行いますが、発給申請は21事務所が選択可能です。  
 ※※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。\*

■発給申請者（誓約書における産品利用者）

◎	企業登録番号	A00030367
◎	和文氏名	日商 三郎
◎	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
◎	郵便番号	〒111-0000
◎	所在地	東京都千代田区神田須田町2-9

■生産者欄（誓約書を作成した生産者）

※企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。

◎	企業登録番号：半角英数字		情報取込
◎	和文社名(屋号)：全角		
◎	英文社名：半角		
◎	電話番号：半角		
◎	FAX番号：半角		
◎	E-mail：半角		
◎	郵便番号：半角数字	〒	
◎	和文所在地：全角		
◎	英文所在地：半角		.Japan

■関税分類番号(tariff classification number)及び原産品名(Description good(s))

※誓約書産品利用申請を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。  
 ※関税分類番号(HSコード)は、2007年1月1日に改正された新システムの番号を記載

HSコード2007 (6桁)	誓約書産品利用申請対象の輸出産品名 (英)

■発給申請者の連絡担当者

※誓約書における産品の原産性の審査の為、以下の発給申請者の連絡担当者に発給機関から連絡することがあります。

◎	氏名：全角	日商 三郎
◎	電話番号：半角	03-9999-9999
◎	FAX番号：半角	03-8888-8888
◎	E-mail：半角	Saburo@nisho-seisaku.co.jp

■生産者の連絡担当者

※誓約書における産品の原産性の審査の為、以下の生産者の連絡担当者に発給機関から連絡することがあります。

◎	氏名：全角	
◎	電話番号：半角	
◎	E-mail：半角	

キャンセル 保存 **誓約書産品利用申請**

利用申請する協定・事務所の選択  
※申請事務所は7事務所

生産者の企業登録番号を入力して  
情報取込ボタンを押します。

誓約書に記載のHSコードと  
産品名(英文)を入力します。  
HSコードは2007を使用

生産者の担当者名、連絡先を  
入力してください。

### <誓約書受付番号の付与>

「誓約書産品利用申請」をクリックして、以下の画面になりましたら、入力は終了です。

**誓約書産品利用申請** メニューに戻る

**利用申請受付番号**

協定：日スイス協定  
 利用申請受付番号：00011108  
 申請受付事務所：東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります。

新規入力 一覧表 控え印刷

※誓約書は、1発給に限り有効となります。  
 ※複数の発給に利用する場合は、複数回の登録が必要ですので、ご注意ください。